

第 1 部

総論

第1章 計画の目的と性格

1 計画改定の目的

わが国の総人口は約1億2,700万人で、平成21年をピークに10年連続で減少している状況にあります(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」)。一方、65歳以上の高齢者数は令和元年10月1日現在で約3,589万人(総務省統計局人口推計)となっており、平成27年(2015年)以降は年少人口(0～14歳)の2倍以上で推移し、世界でも1、2位を争う長寿社会となっています。

一方、江戸川区においても高齢化は進み、令和2年10月1日現在(認定者数は9月末現在)、65歳以上の高齢者数は147,739人で平成12年度同期比1.9倍、介護保険の要介護認定者数は27,638人で3.6倍に増加しています。

平成30年度～令和2年度の「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第7期介護保険事業計画」では、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、地域包括ケアシステムを深化・推進し、自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護の連携等の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、計画を推進してきました。

令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図り、包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が求められています。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みて、健康危機管理体制の充実や新しい生活様式に対応した取組の工夫が必要です。

こうした背景を踏まえ、これまでの区の熟年者施策や介護保険事業の動向とともに、すべての団塊の世代*が75歳以上となる令和7年(2025年)、そして、団塊ジュニア世代*がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)までの見通しを十分に検討した上で、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第8期介護保険事業計画」として、計画の改定を行います。

※団塊の世代とは、昭和22年～昭和24年生まれの「戦後のベビーブーム世代」をいいます。

※団塊ジュニア世代とは、昭和46年～昭和49年生まれの世代をいいます。

2 計画の性格

「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「区市町村老人福祉計画」であり、熟年者の保健福祉施策の充実を図るための計画です。

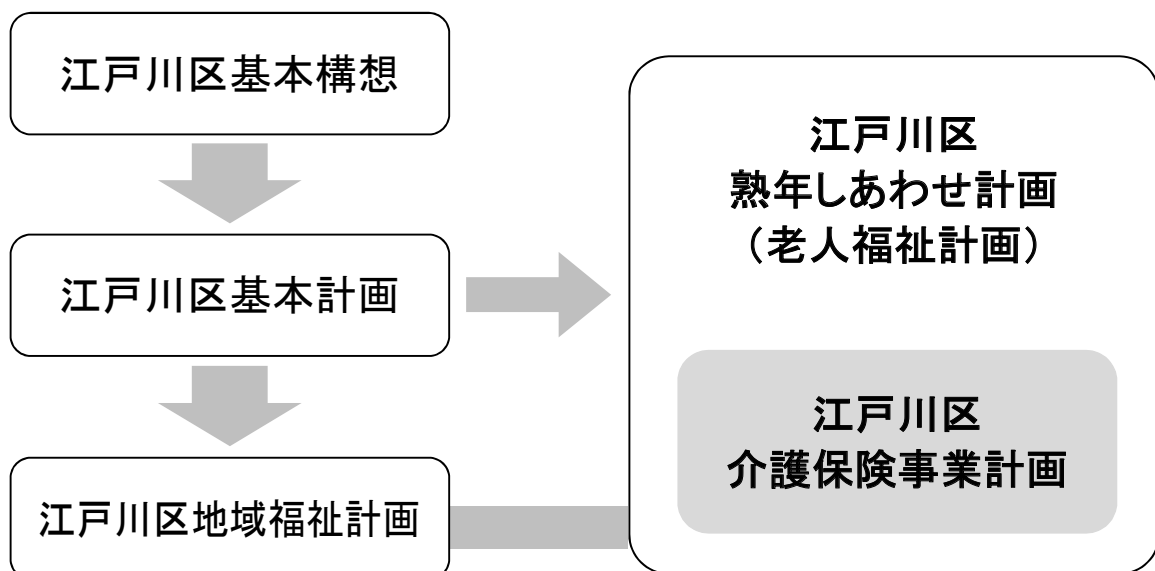
また、「江戸川区介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条によりすべての区市町村に策定が義務づけられている「区市町村介護保険事業計画」であり、介護サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び効率的な運営を実現するための計画です。

「江戸川区介護保険事業計画」は、「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」の部分計画に位置づけられ、両計画一体となって、熟年者施策の総合的な推進を図ります。第 8 期は、第 6 期、第 7 期に引き続き、令和 7 年（2025 年）を見据えるとともに、令和 22 年（2040 年）を展望して、地域共生社会の実現に向けた、中長期的な視点に立った施策の方向性を定めるものとします。

なお、両計画は、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにし、SDGs（持続可能な開発目標。次ページ参照）と関連づけ、区民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、目標達成につなげることを目指しています。同時に、社会福祉法第 107 条の規定による「江戸川区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定されています。

さらに、東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」や「東京都保健医療計画」との整合性も保つこととしています。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画・介護保険事業計画の位置づけ 〕



SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs (エスディージーズ) (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。
- 「誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの間に達成すべき 17 のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。
- 共生社会の実現に向けて、(仮称) 共生社会推進条例のもと、2100 年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、令和 12 年(2030 年)までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会=SDGs ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。
- 江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて SDGs に積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」は、「江戸川区第8期介護保険事業計画」と一体となり、江戸川区の熟年者施策の充実を総合的に図る計画です。

なお、介護保険事業計画は介護保険法の規定により、3年を1期とする計画期間になっています。

そのため、「江戸川区第8期介護保険事業計画」では、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間の計画を定めます。令和5年度（2023年度）には見直し及び改定を行い、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の「江戸川区第9期介護保険事業計画」を定めることとなり、「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」も同様に、計画期間を3年間として定めます。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画・介護保険事業計画の計画期間 〕

江戸川区熟年しあわせ計画及び 第8期介護保険事業計画			江戸川区熟年しあわせ計画及び 第9期介護保険事業計画		
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
←—————→			←■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■→		

↑
団塊の世代が
すべて75歳以上へ

4 計画改定のための取組

(1) 調査概要

区民等の意見や要望などを計画の改定に反映するため、令和元年度に次の①～⑧の8種類の調査を行いました。

各調査結果の詳細は、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和2年5月）として公表しています。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査 〕

調査名	①熟年者の健康と生きがいに関する調査	②介護予防に関する調査	③介護保険サービス利用に関する調査
調査方法	郵送配布－郵送回収		
調査対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない区民 (令和元年11月1日現在)	フレイル予防質問票に該当する65歳以上の区民 (令和元年11月1日現在)	65歳以上の要介護認定を受け、施設サービス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームを利用していない区民 (令和元年11月1日現在)
抽出方法	介護保険被保険者台帳より無作為抽出	健康診査等の結果より無作為抽出	介護保険被保険者台帳より無作為抽出
調査期間	令和元年12月6日～12月26日		
対象者及び回収率	対象者数：2,200 有効回収数：1,385 有効回収率：63.0%	対象者数：150 有効回収数：112 有効回収率：74.7%	対象者数：1,400 有効回収数：808 有効回収率：57.7%

調査名	④熟年者のお元気度チェック調査	⑤介護保険制度と介護予防に関する調査
調査方法	活動場所での配布－回収 (郵送回収を含む)	郵送配布－郵送回収
調査対象者	リズム運動、くすのきクラブ、くすのきカルチャー教室、シルバー人材センター、ウォーキング、にこにこ運動教室の参加者	50歳以上65歳未満の区民
抽出方法	—	住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和元年12月6日～ 令和2年1月10日	令和元年12月6日～ 12月26日
対象者及び回収率	対象者数：648 有効回収数：510 有効回収率：78.7%	対象者数：800 有効回収数：356 有効回収率：44.5%

調 査 名	⑥介護保険サービス事業者調査	⑦介護支援専門員調査	⑧在宅介護実態調査
調 査 方 法	郵送配布一郵送回収		認定調査員による聞き取り
調 査 対 象 者	区内で介護保険サービスを提供している事業所	居宅介護支援事業所等に属する介護支援専門員	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
抽 出 元	事業者名簿		—
調 査 期 間	令和元年12月6日～12月26日		令和元年12月2日～令和2年2月25日
対 象 者 及 び 回 収 率	対象者数： 442 有効回収数： 261 有効回収率：59.0%	対象者数： 508 有効回収数： 357 有効回収率：70.3%	対象者数：1,000 有効回収数： 706 有効回収率：70.6%

(2) 計画改定のための体制

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者、保健・医療・社会福祉関係者、区民代表、区議会議員、行政代表からなる「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を設置し、検討委員会での議論をとおして計画の改定を行いました。

(委員名簿は165ページを参照)

(3) 情報公開及び意見募集

①「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」の公開

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を公開するとともに、区ホームページに各回の議事録を掲載しました。

②「中間のまとめ」の公表・意見募集

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画中間のまとめ」を関係機関や区民希望者に配布するとともに、広報紙、ホームページ等により周知を図り、区民からの意見を募りました。

③意見公募手続（パブリックコメント）の実施

中間のまとめに対する意見や検討委員会での議論を踏まえて作成した計画案について、江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき意見公募手続を実施しました。

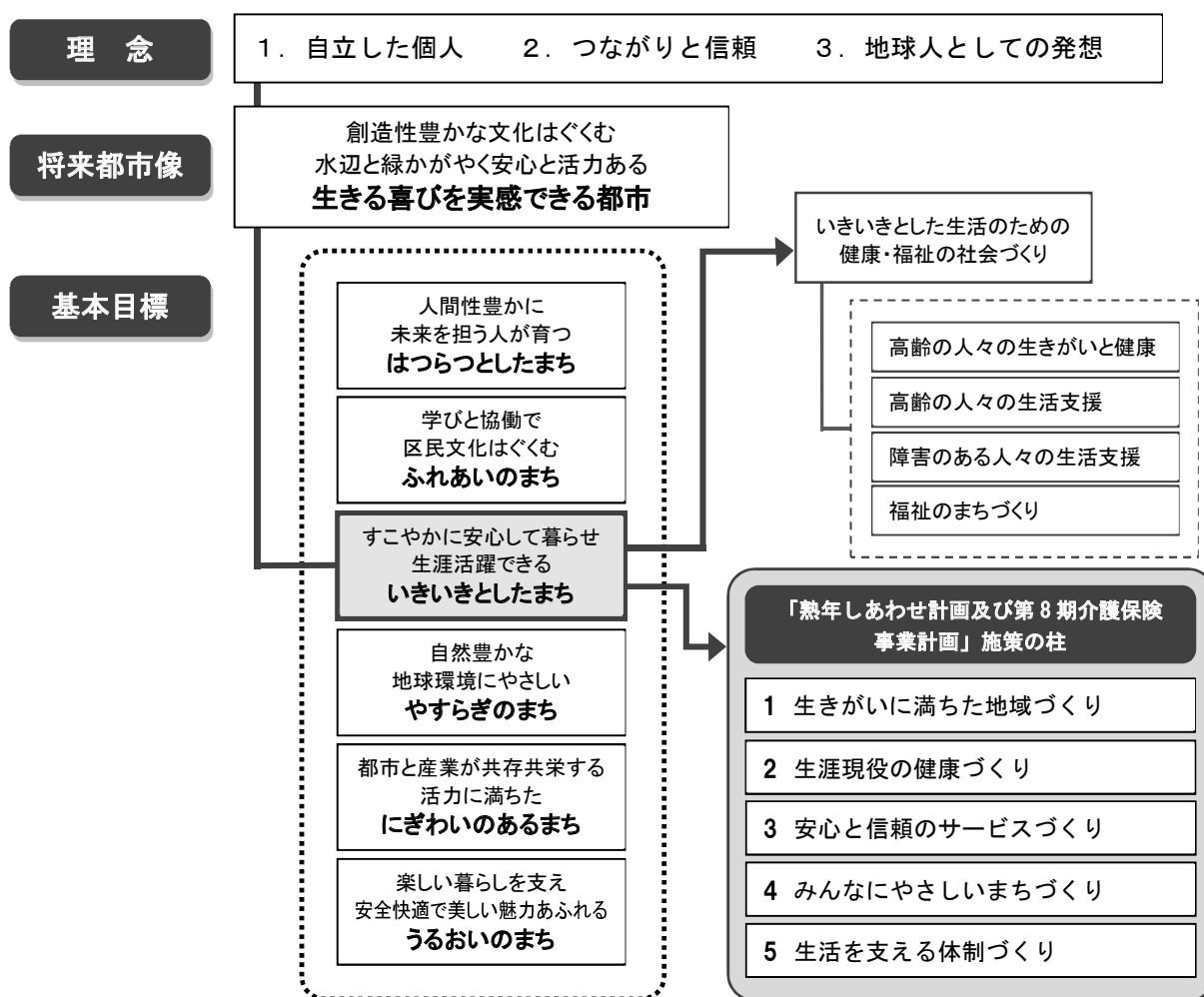
第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念と基本目標

「江戸川区基本構想・基本計画」（平成24年度～令和3年度）では、「1. 自立した個人」「2. つながりと信頼」「3. 地球人としての発想」の理念を掲げ、将来都市像「生きる喜びを実感できる都市」実現のための6つの基本目標を定めています。

熟年者を対象とした本計画においても、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにしており、「すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち」を基本目標とします。

〔江戸川区基本構想・基本計画（平成24年度～令和3年度）〕



2 施策の体系

理 念

1. 自立した個人
2. つながりと信頼
3. 地球人としての発想

将来都市像

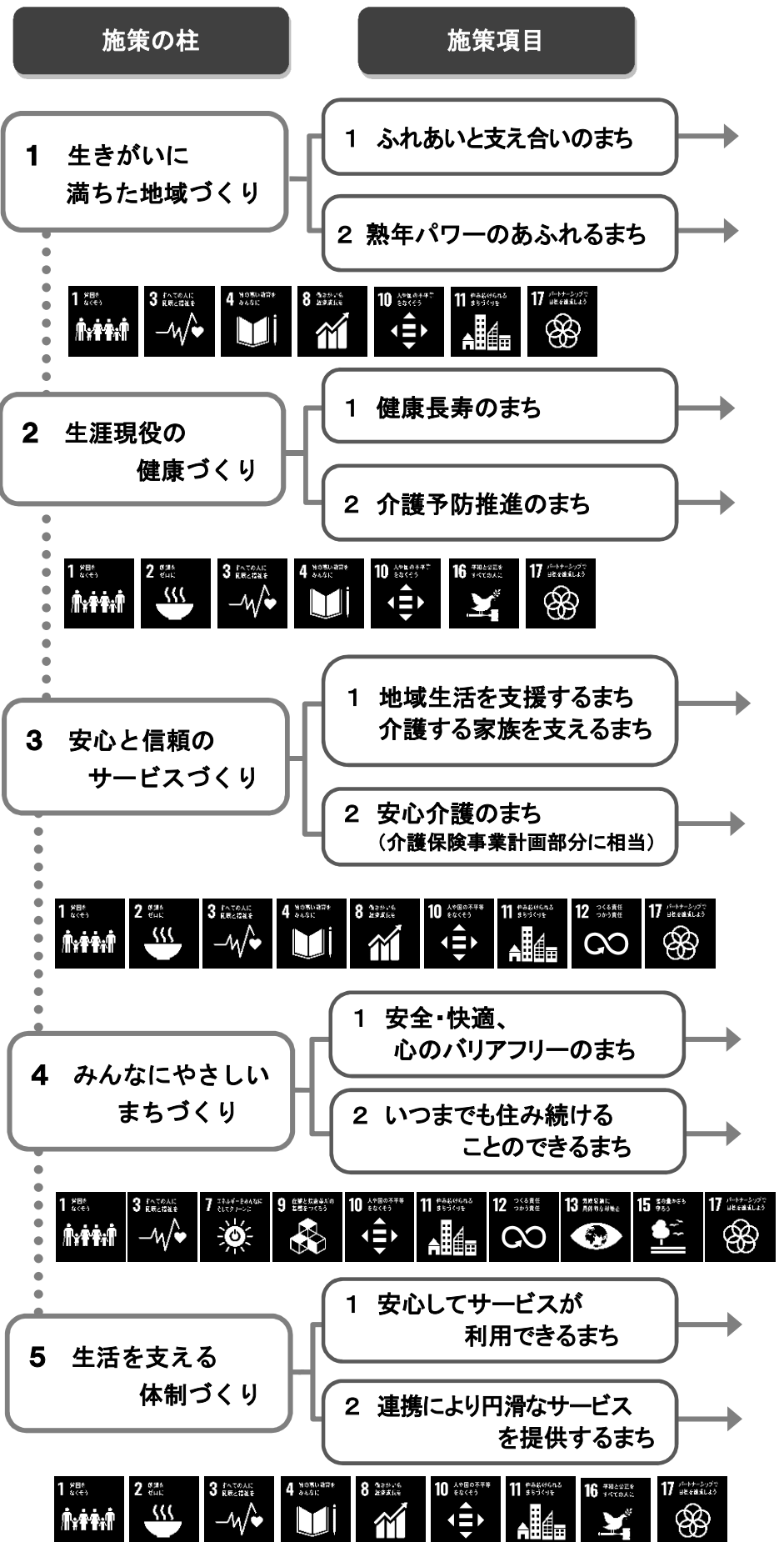
創造性豊かな文化はぐくむ
水辺と緑かがやく安心と活力ある

生きる喜びを
実感できる都市

基本目標

すこやかに安心して暮らせ
生涯活躍できる

いきいきとしたまち



事業名

①ボランティア立区の推進 ②ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進 ③すくすくスクールでのボランティア活動	④学校における交流の推進 ⑤町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化 ⑥くすのきクラブへの支援	⑦ふれあい訪問員活動の充実 ⑧ジュニア訪問員活動の充実 ⑨熟年介護サポーターの育成
①みんなの就労センターへの支援 ②文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供 ③江戸川総合人生大学での学びの推進	④くすのきカルチャー教室の充実 ⑤熟年者のスポーツ・レクリエーション活動の推進 ⑥スポーツ活動支援の充実	⑦熟年者の参加を促進する行事の実施 ⑧シルバー人材センターへの支援 ⑨「シルバーお助け隊」の実施
①「健康サポートセンター」の機能の充実 ②健康寿命延伸のための健診(検診) ③健康寿命延伸のための相談等の充実 ④後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ⑤8020運動の推進・成人歯科健診 ⑥江戸川区口腔保健センターの運営支援	⑦感染症予防対策の充実 ⑧食を通じた心とからだの健康づくり ⑨健康学習の場と機会の提供 ⑩健康づくりリーダーが活躍できる仕組みの整備 ⑪フレイル予防の推進 ⑫リハビリテーション支援の実施	⑬リズム運動の推進 ⑭多様な健康運動・健康体操の推進 ⑮ウォーキングの推進 ⑯健康長寿協力湯の推進 ⑰三療サービスの実施
①介護予防教室の充実 ②地域ミニデイサービス実施への支援	③出前健康講座の実施 ④認知症の専門相談	⑤介護予防を必要とする区民の把握と啓発の推進 ⑥介護予防ケアマネジメントへの取組
①配食サービスの実施 ②紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成 ③徘徊探索サービスの実施 ④ケア機器等の給付・助成の実施 ⑤寝具乾燥消毒等サービスの実施	⑥福祉理美容サービスの実施 ⑦民間緊急通報システムの拡大 ⑧介護者交流会の開催 ⑨消費生活相談と情報提供の充実	⑩戸別訪問収集の実施 ⑪生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) ⑫不動産担保型生活資金の貸付(社会福祉協議会)
①居宅サービス ②居住系サービス ③施設サービス ④地域密着型サービス	⑤介護予防・生活支援サービス ⑥サービス利用等における低所得者への配慮 ⑦介護人材の確保に向けた各種事業の実施	⑧サービスの質の向上のための方策 ⑨権利擁護事業の充実 ⑩介護保険事業の推進
①福祉のまちづくりの推進 ②だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進 ③公共施設のバリアフリー化の推進	④駅施設のバリアフリー化の推進 ⑤人にやさしい道づくりの推進 ⑥区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実	⑦だれにもやさしい公園づくりの推進 ⑧区民との協働による防災体制の強化 ⑨災害時要支援者への支援強化 ⑩交通安全対策への取組
①居住支援協議会の取組 ②有料老人ホームの整備指導 ③特別養護老人ホーム待機者への支援の実施 ④高齢者向け賃貸住宅の供給促進	⑤都市型軽費老人ホームの整備支援 ⑥住まいの改造助成の実施 ⑦民間賃貸住宅家賃等の助成	⑧住まい関連ボランティアへの支援 ⑨戸建住宅耐震改修工事助成 ⑩家具転倒防止ボランティアへの支援
①情報提供の多様化と充実 ②相談・助言に関する窓口機能強化 ③認知症サポーターの養成 ④認知症地域ネットワーク活用事業	⑤認知症早期発見・早期対応への取組 ⑥熟年者緊急短期入所実施事業 ⑦認知症徘徊等緊急一時保護実施事業	⑧権利擁護の推進 ⑨民生・児童委員との連携強化 ⑩社会福祉士等卒後連携事業
①熟年相談室(地域包括支援センター)の機能強化 ②保健・医療・介護の連携強化	③社会福祉協議会との連携強化 ④熟年者を見守るネットワークの強化	⑤なごみの家による地域づくりの推進

